

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	12,358	14,887	581	4,229	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
③カバード・ボンド	-	-	-	-	-	-
④法人等向け	4,987	924	6	-	-	-
⑤中小企業等・個人向け	2,127	-	568	-	-	-
⑥中堅中小企業・個人向け	-	12,594	-	3,291	-	-
⑦抵当権付住宅ローン	84	-	-	-	-	-
⑧不動産取得等事業向け	5,159	-	5	-	-	-
⑨不動産関連向け	-	1,359	-	926	-	-
自己居住用不動産等向け	-	82	-	855	-	-
賃貸用不動産向け	-	451	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	805	-	2	-	-
その他不動産関連向け	-	19	-	69	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-
⑩劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
⑪三月以上延滞等	-	-	0	-	-	-
⑫延滞等向け	-	9	-	10	-	-
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
⑭出資等	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
⑮株式等	-	-	-	-	-	-
⑯その他	-	-	-	-	-	-

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3.「その他」とは、①～⑯に区分されないエクスポージャーです。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金等が該当します。